

一時支援金の事前確認会の開催について

令和 3 年 4 月 19 日
J A ふかや 営農経済部

経済産業省では、2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が 50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

不正防止の観点から、申請にあたっては登録確認機関の事前確認が必要となりますが、当組合が登録確認機関となり、令和3年5月に、下記とおり2日間、事前確認会を開催します。

尚、申請は電子申請で、自身で電子申請を行うことが原則となっております。

1. 日時・場所

- 令和3年5月10日（月）、21日（金） 9時～16時
- J A ふかや 南部営農経済センター 3階

- ・事前確認会場では、申請希望者が「事業を実施しているか」や「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等の確認を行い、事前確認通知番号を発行します。
- ・なお、事前確認会場は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約なしに来場いただいても事前確認が受けられませんので、ご注意ください。

2. 事前予約の方法

- ・下記の電話番号に連絡をお願いします。

営農経済部 営農企画課 TEL：048-574-1159

予約受付時間：9:00～17:00（月～金曜日）

3. 事前確認会場に持参いただく書類等

- ・事前に一時支援金ホームページにて申請IDの取得をお願いします。
- ・来場の際に持参いただいた資料をもとに、事前確認・電子申請の手続きをサポートします。また、申請の特例を用いられる場合は、証拠書類等もあわせて持参してください。

① 本人確認書類（運転免許証またはマイナンバーカード）／履歴事項全部証明書（中小法人のみ）

② 収受日付印のついた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書第1表の控え・所得税青色申告決算書の控え※²、※³収受日付が押印されていない場合は、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」の提出が必要

③ 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）

④ 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳

⑤ 代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」（事務局のWEBサイトからダウンロード）

⑥ 印鑑（シャシハタ不可）

⑦ スマートフォン等のインターネットに接続可能な端末

※² e-Taxにより申告の場合は、上記のほか受信通知（メール詳細）を提出必要。

※³ 個人事業者等、確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え、中小法人等、合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請期間 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

給付額

中小法人等 上限 **60万円** 個人事業者等 上限 **30万円** を支給します。

給付額 2019年または2020年の1月～3月の合計売上－2021年の対象月※の売上×3ヶ月
※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

給付対象

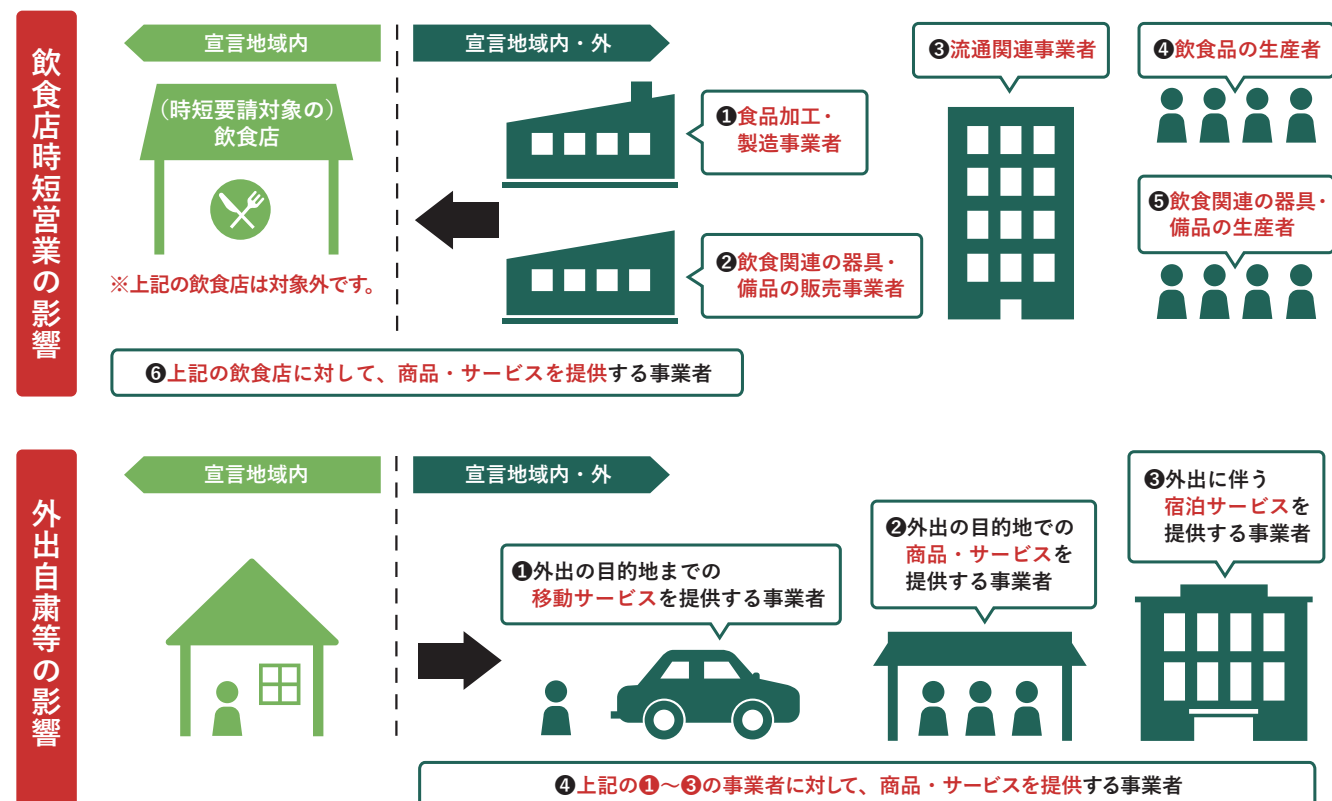
詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たす事業者は、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。

①緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業または外出自粛等の影響**を受けていること※

②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の**売上が50%以上減少**

※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という)の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること



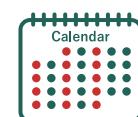
以下の場合には給付対象とはなりません



事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、**通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。**



(緊急事態宣言とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



(緊急事態宣言とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、**給付要件を満たさなければ給付対象外**です。



地方公共団体から時短営業の要請を受けた、**協力金※の支給対象の飲食店**は給付対象外です。

(昼間のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。)
 ※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

一時支援金 ホームページ



一時支援金

検索

<https://ichijishienkin.go.jp/>
 スマホサイトは4月以降公開予定



一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

※相談窓口では、不正受給の内部通報にも対応しています。



0120-211-240

IP電話
専用回線

03-6629-0479

受付時間

8:30-19:00 (土日・祝日含む全日) ※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページも活用ください。



「一時支援金」の不正受給は犯罪です!

申請手続きの流れ

オンラインで簡単に申請することができます。
オンライン申請が困難な方におかれては、申請サポート会場をご利用ください。

※申請サポート会場のご利用には事前予約が必要です。
ホームページまたは電話からご予約ください。

アカウントの申請・登録

登録確認機関での事前確認

申請

1 一時支援金
ホームページの
仮登録画面に
メールアドレスや
電話番号を入力し
申請IDを発番。

2 下記の必要書類 を準備。

3 一時支援金ホームページで
登録確認機関を検索し、
メールまたは電話で、
登録確認機関に事前予約。

※原則、「団体の会員・組合員の方は当該団体」に、
「金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関」に、
「顧問の士業がいる方は当該士業」に、事前確認を依頼してください。
※上記に該当しない場合は、一時支援金相談窓口までお問い合わせください。

4 TV会議/対面/電話※により
・事業を実施しているか
・給付対象等を正しく理解しているか
などの事前確認を受ける。

※登録確認機関の会員等の場合には、電話で「給付対象等を
正しく理解しているか」等のみの確認を行うことをもって
代えることができます。

5 一時支援金ホームページから
マイページにアクセス。
必要情報を入力し、
下記の必要書類 を
添付して申請。

申請サポート会場で申請することも可能です。

必要書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、
他にも必要書類がございますので、詳細はホームページでご確認ください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出を求める場合がございます。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

法人

個人

運転免許証

マイナンバーカード

住民票

パスポート

健康保険証

【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められますので、
詳細はホームページでご確認ください。

2 収受日付印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月 までをその期間に含む全ての確定申告書類の控え

法人

個人

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

3 2019年1月から2021年対象月 までの各月の帳簿書類 (売上台帳、請求書、領収書など)

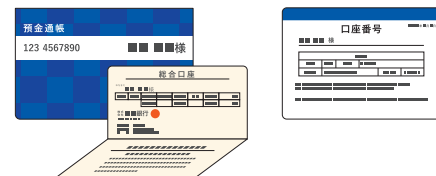
事前確認	全て
申請	2021年対象月の売上台帳のみ

品名	数量	単価	金額	消費税	合計
りんご	100	100	10000	2000	12000
りんご	100	100	10000	2000	12000
りんご	100	100	10000	2000	12000
りんご	100	100	10000	2000	12000
りんご	100	100	10000	2000	12000
りんご	100	100	10000	2000	12000
りんご	100	100	10000	2000	12000
りんご	100	100	10000	2000	12000
りんご	100	100	10000	2000	12000
りんご	100	100	10000	2000	12000

4 2019年1月以降の 事業の取引を記録している通帳

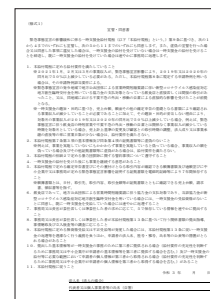
事前確認	事業の取引がわかる全てのページ
申請	通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ

電子通帳画面コピー



5 代表者または 個人事業者等 本人が自署した 宣誓・同意書

※ホームページから
ダウンロードできます。



6 2019年～2021年の各年1～3月に おける顧客の情報がわかる 取引先情報一覧

※ホームページからダウンロードできます。

事前確認	不要
申請	必要

法人

個人

保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を
求める場合がございますので、7年間保存して
ください。

飲食店時短営業・外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な
取引先が、宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店または
宣言地域の消費者であることを示す書類を保存してください。

主な例

詳細はホームページで
ご確認ください。

<必須>



自らの販売・提供先との反復継続
した取引または消費者との継続した
取引を示す
帳簿書類および通帳

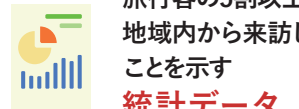
+

<上記に加えて、以下のいずれか1項目>

※所在地や事業によっては必要となる書類



・宣言地域内で消費者向けの事業を行って
いることを示す
商品・サービスの一覧表、店舗写真、
おおよし貸借契約書・登記簿



・旅行者の5割以上が宣言
地域内から来訪している
ことを示す
統計データ



・宣言地域の消費者との
継続した取引を示す
顧客データまたは
自ら実施した顧客
調査結果



・自らの販売・提供先が宣言
地域内の卸売市場または流
通事業者であることを示す
書類



・所在地域から宣言地域内の
卸売市場または流通事業者
への反復継続した取引を示す
書類・統計データ